

正会員各位

(一社) 全国LPガス協会

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程(案)に対する意見募集について (お知らせ)

標記の件につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出(令和7年4月21日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

また、当協会は国の審議会の対応を踏まえ、意見書を提出するべく検討を進めております。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいようお願いいたします。

#### ○経済産業省ホームページ掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=595125030>



#### ○改正概要

LPガスを一般消費者が使用する場合、緊急時にはLPガス販売事業者が原則として30分以内に駆けつける必要がある。しかし、キャンピングカー等の移動式の消費設備でLPガスを使用する消費者が、質量販売緊急時対応講習を修了すれば、この30分ルールの対象から除外される。

今回の改正案では、災害時に支援活動を行う国や地方公共団体が、迅速に活動を開始できるよう、これらの団体が自ら職員向けに講習を実施できるようにする。これにより、職員がLPガス保安に関する知識と技術を習得し、30分ルールの対象から除外されることで、災害発生時に迅速な支援活動が可能とするよう改正を行うものと案が示されました。

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、國坂